

事業系ごみの処理について

工業

農業

商業



三木市市民生活部環境課

目次

はじめに	1
1 事業系廃棄物とは	2
2 事業者の責務	3
3 産業廃棄物の種類	4
4 ごみとして処理する方法	5
5 ごみの減量化	6
6 三木市清掃センターで処理できる廃棄物	7

はじめに

三木市で発生する一般廃棄物のうち、約5割が事業所から排出されるごみです。

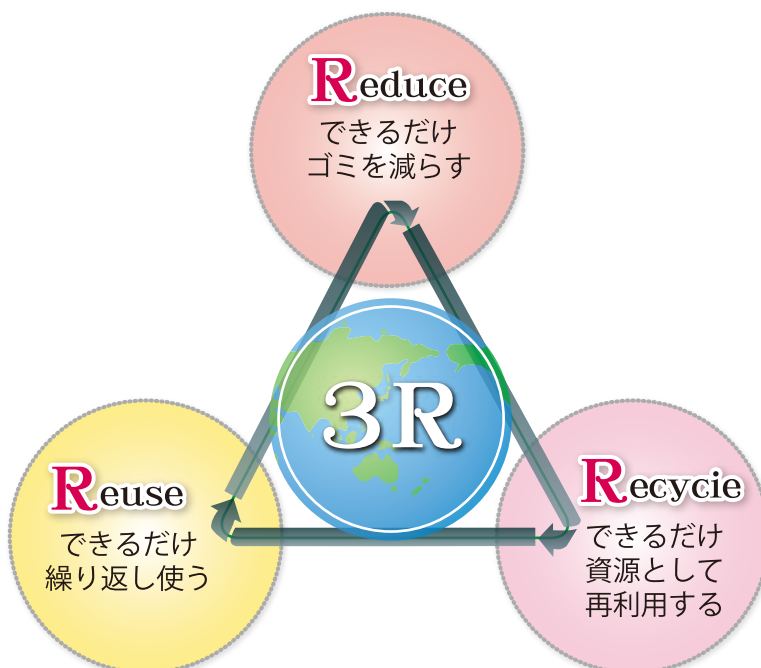
家庭から排出されるごみは、年々減少していますが、事業所から排出されるごみは微増となっています。

可燃ごみとして持ち込まれる廃棄物の中には、リサイクル可能な紙類が多く含まれています。また、プラスチック類等の産業廃棄物が含まれていることがあります。

事業系廃棄物は事業者が自らの責任で適正に処理しなければならないと法律で定められているため、地域のごみステーションに出すことができません。そのため、自分で清掃センターに搬入出来ない場合は、廃棄物収集運搬業許可業者に委託する必要があります。

事業系ごみの減量化とリサイクルを推進することによって、経費の削減になります。

三木市の事業系廃棄物の減量化には、事業所の協力が必要です。循環型社会の構築を進めるためにも、ご一読いただき、廃棄物の適正処理にご協力をお願いします。



1 事業系廃棄物とは

事業系廃棄物とは、

あらゆる事業活動に伴って発生するすべてのごみ

事業活動とは

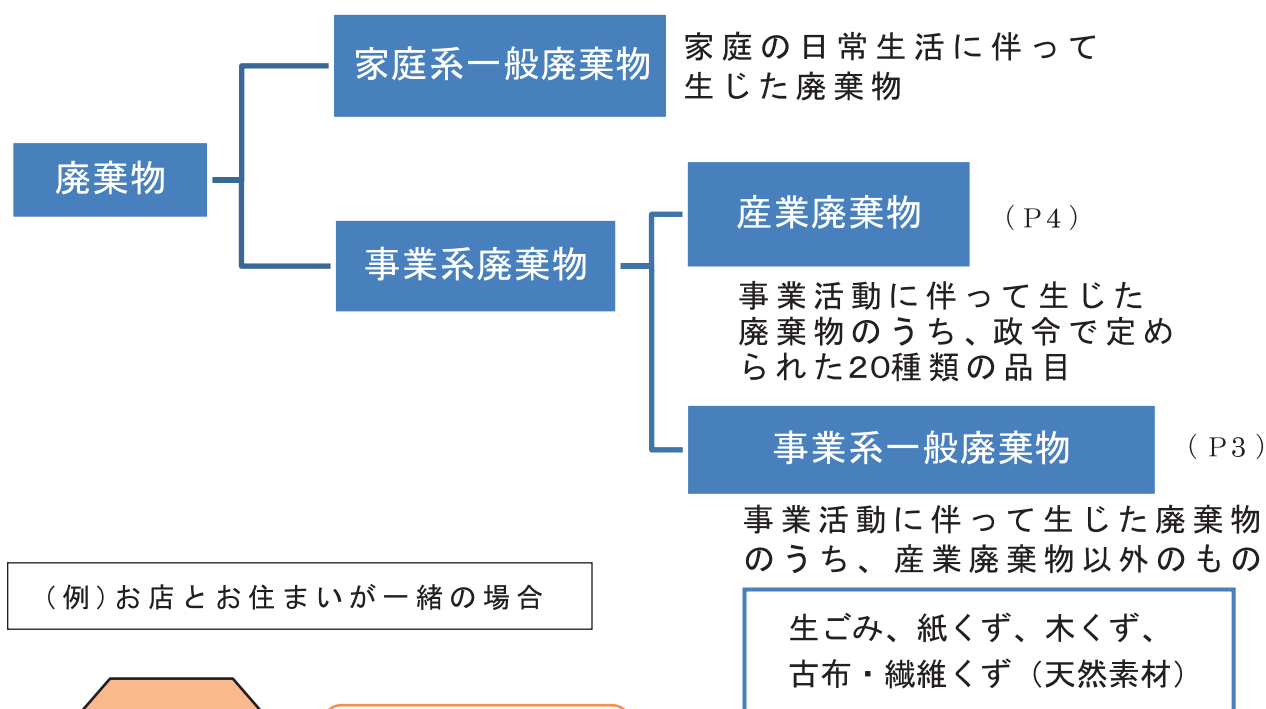
- (1) 飲食店や商店、各種事務所や宿泊施設、工場、病院、農業などの営利を目的としたもの
- (2) 学校、社会福祉事業、NPO法人などの非営利活動



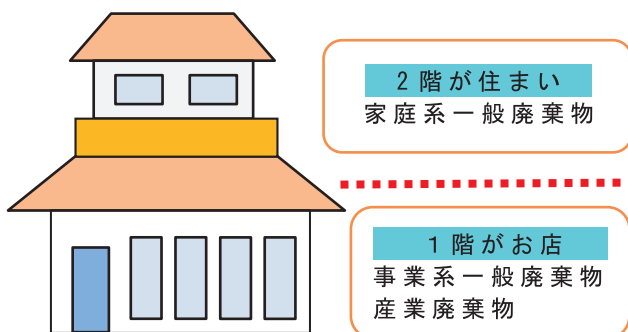
事業系廃棄物は地域のごみステーションに出せません。

- ① 自分で運搬し清掃センターに持ち込む。(可燃ごみのみ)
- ② 許可業者に収集運搬及び処理を委託する。

廃棄物の分類 一般廃棄物と産業廃棄物



(例) お店とお住まいが一緒の場合



(おもな例)

- 1 事業所、商店等から出る紙くず、雑がみなど
- 2 飲食店、従業員食堂から出る残飯など
- 3 卸小売業から出る野菜くず、魚介類など
- 4 造園業から出る剪定枝、草など
- 5 商店等から出る天然繊維くずなど

2 事業者の責務

事業者は、事業活動に伴って生じる事業系ごみを、事業者が自らの責任で適正に処理しなければなりません。

事業系廃棄物のうち事業系一般廃棄物であれば、事業者自らが清掃センターへ直接搬入するか、市が許可した一般廃棄物収集運搬業（ごみ）許可業者に委託してください。

事業者の責務（廃棄物の処理及び清掃に関する法律抜粋）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

（事業者の責務）

第3条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3 事業者は前二項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

※事業系ごみ（事業系一般廃棄物、産業廃棄物）は、家庭ごみの集積場所であるごみステーションに出すことはできません！

事業系一般廃棄物収集運搬業（ごみ）許可業者についての問い合わせ先
市民生活部生活環境課 TEL 0794-82-2000（内線2380）

産業廃棄物についての問い合わせ先
北播磨県民局環境課 TEL 0795-42-5111（代）

産業廃棄物処理（収集運搬及び処分）業者についての問い合わせ先
（一般社団法人）兵庫県産業資源循環協会 TEL 078-381-7464

3 産業廃棄物の種類

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃棄物処理法で規定された下記の20種類

	種類	具体例
あらゆる事業活動に伴うもの	① 燃 え 殻	石炭殻、焼却灰など
	② 汚 泥	工場排水汚泥、建設汚泥など
	③ 廃 油	廃潤滑油、廃切削油などのすべての廃油
	④ 廃 酸	廃硫酸、廃塩酸など
	⑤ 廃 アルカリ	廃ソーダ液、写真現像廃液など
	⑥ 廃プラスチック類	弁当・カップめんの容器、トレー、ビニール袋、発泡スチロール、塩化ビニール製品、マルチ、ペットボトル、PPバンド、クロス、合成ゴムくずなど
	⑦ ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくずなど
	⑧ 金属くず	刃物、スプレー缶、金具類、空き缶、研磨粉など
	⑨ ガラスくず・ コンクリートくず 陶磁器くず及びびんくず	陶磁器くず、コップ等のガラスくず、板ガラスくず、廃石膏ボード、スレートくず、レンガくずなど
	⑩ 銹 さい	コークスなど
	⑪ が れ き 類	工作物の新築改築除去に生じたコンクリート、レンガ、アスファルトなど
	⑫ ば い じん	

特定の事業活動に伴うもの	⑬ 紙くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築または除去により生じたもの）、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙くず
	⑭ 木くず	建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ）、木材・木製品製造業（家具の製造業を含む）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業および物品賃貸業から生ずる木材片、おがくず、バーク類等 貨物の流通のために使用したパレット等
	⑮ 繊維くず	建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ）、衣服その他繊維製品製造業以外の繊維工業から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず
	⑯ 動植物性残さ	食料品、医薬品、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚および獣のあら等の固形状の不要物
	⑰ 動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物
	⑱ 動物（家畜）のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、豚、鳥などのふん尿
	⑲ 動物の死体（家畜の死体）	畜産農業から排出される牛、馬、豚、鳥などの死体
	⑳ 政令第13号廃棄物	①～⑱の産業廃棄物を処分するために処理したもので、①～⑱に該当しないもの

4 ごみとして処理する方法

事業活動で生じたごみの処理は、事業者自ら市の清掃センターへ搬入するか、収集運搬業許可業者に委託する方法があります。

ごみの収集は許可業者に委託

事業系一般廃棄物の収集・運搬を委託する場合は、三木市長から許可を受けている三木市一般廃棄物収集運搬業（ごみ）許可業者と契約が必要です。

また、産業廃棄物の収集・運搬及び処理を委託する場合は、兵庫県知事の許可を受けている収集運搬業者及び処分業者とそれぞれ契約が必要です。

業者に依頼すると、契約に基づく処理費用が必要となりますので、事前に収集回数、収集時間、収集量、収集場所などを整理しておくスムーズに契約を行うことができます。

なお、産業廃棄物を処分する場合は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付と5年間の保管が義務づけられています。

<違反した事業者には罰則が！>

無許可の事業者等に委託した場合は、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金に処せられます。

法人に対しては3億円以下の罰金



三木市一般廃棄物収集運搬業（ごみ）許可業者

事業者名	電話	事業者名	電話
長田環境開発（有）	85-0555	（株）巴山環境	88-6155
三木美化センター（株）	83-2611	（株）カンキョウ	88-2488
ミズホ商会	88-2158	（株）かんぜおん	72-1535
木村工業（株）	0120-762-110		

5 ごみの減量化

リサイクル

1 資源として活用しましょう Recycle

資源として活用できるものはごみにせず、びん・かん・紙類・布類などに分別し、廃棄物再生事業者に依頼しましょう。



雑がみもリサイクル

おもな雑がみ



おもな雑がみ

新聞、段ボール、雑誌、紙パック以外でリサイクルできる紙です。パンフレット、コピー用紙、包装紙など、可燃ごみとして捨てられることが多いですが、雑がみをリサイクルすることでごみを減量できます。

リデュース リユース

2 ごみ減量化のメリット Reduce & Reuse

(1) 環境負荷の低減

ごみ処理において、収集運搬、焼却、埋め立て時に、CO2が発生するなど環境に負荷がかかります。ごみの減量によって、環境への負荷を低減することができます。

(2) 企業イメージのアップ

近年、環境に対する関心や意識が高まっています。ごみの減量化・資源化に努めることは企業のイメージアップにつながります。

(3) コスト削減

事業を行う限り、ごみの処理費用は必要経費になります。ごみの減量＝コスト削減になります。



6 三木市清掃センターで処理できる廃棄物

1 三木市清掃センターで処理できる廃棄物の種類

三木市内で発生した廃棄物で、以下のものです。

- (1) 事業系一般廃棄物
- (2) 産業廃棄物の内（紙くず、木くず、天然繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物）

事業者が直接搬入される場合は、計量棟入口で事業所名、廃棄物の内容、発生場所を確認します。

2 下記の基準を守って搬入してください。

ごみの種類	搬入基準
可燃ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・長さ30cm以下 太さ3cm以下 ・紐で束ねた廃棄物は、<u>投棄時は切断する。</u> ・箱に入っているものは、<u>投棄時は中身を出す。</u> ・天然繊維の紐状（1m以下）（ナイロン、ゴムは不可）
あらごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・長さ180cm以下 太さ30cm以下 幅90cm以下 ・置は、本置（藁で製作された置）のみ ・木くず、剪定枝は、枝、木（長さ180cm以下で太さ3cm以下）と幹、角材（長さ180cm以下で太さ30cm以下）に<u>分けて積み込み、分けて降ろす。</u> ・丸太の太さ20cm～30cmは（長さ50センチ以下） ・丸太の太さ30cm以上は（縦割り）にする。
紙くず	<ul style="list-style-type: none"> ・ダンボール、新聞紙、雑がみ、紙管、空箱、機密文書は<u>分けて積み込み、分けて降ろす。</u>

3 搬入受付時間

月曜日～金曜日 祝日も業務を行っています。

8：30～11：30 13：00～15：30

4 ごみ処理手数料（現金のみ）

令和元年10月1日より

区分	種別	単位	手数料
一般廃棄物	可燃物	10kg	130円
産業廃棄物	可燃物	10kg	130円

5 搬入制限

下記に該当する場合は搬入できません。

- (1) 分別されていないごみ
- (2) 搬入時間が長時間になるごみ
- (3) 搬入基準に合わないごみ
- (4) 車両総重量7.5t以上（中型車、大型車）の車
- (5) 建築物解体の廃棄物
- (6) 繁忙期（夏季の剪定枝、草）の多量搬入（3台／日）

三木市清掃センター案内図

〒673-0402 三木市加佐1199
TEL 83-2608 FAX 83-2695



三木市吉川クリーンセンターへの事業系ごみの搬入はできません。
(可燃物不可)



事業系ごみの処理について

発行/市民生活部環境課

〒673-0402 三木市加佐1199

TEL 83-2608 FAX 83-2695

令和2年3月発行